

## 財務課題 1

## 適正な損益水準の確保

| 取り組み例                    | 指標   | 2001<br>(13年度)       | 2002<br>(14年度)             | 2003<br>(15年度)     | 2004<br>(16年度) |                    |
|--------------------------|--|----------------------|----------------------------|--------------------|----------------|--------------------|
|                          |  |                      |                            |                    | 計画             | 実績                 |
| 調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保 | (指標1) <b>モニタリング指標</b><br>行政コスト計算書の業務費用<br>(注1) | 1,212 億円<br>1,406 億円 | 882 億円<br>5,833 億円<br>(注2) | 465 億円<br>1,615 億円 |                | 163 億円<br>1,141 億円 |
| 評価結果                     |  |                      | B                          | A                  | A              |                    |

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

( ) 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

(注1) 行政コスト計算書の業務費用

本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001年3月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表しています。行政コスト計算書の業務費用は、この民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されています。なお、指標1については、がないものは本行の当期純利益、は当期純損失を表します。

(注2) 2002年度においては、2002年12月の政府「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償の供与に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方式に変更されたため、特に海外経済協力勘定で大幅な特別損失を計上しました。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保

- ・ 2003年度の損益については、国際金融等勘定：163億円、海外経済協力勘定：1,141億円と利益が確保されました(指標1)。2003年度との比較という観点では、国際金融等勘定は302億円、海外経済協力勘定は474億円の減益となっていますが、いずれも信用コスト増が主因です。

## 2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 両勘定について、信用コストを吸収した後において一定の利益水準となっており、適正な損益水準が確保されているものと評価されます。なお、法定決算では、国際金融等勘定で658億円、海外経済協力勘定で258億円の利益金を計上しました。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」では、民間金融機関による対応が困難な各種の金融ニーズに応えるという本行の政策金融機関としての使命を果たしつつ、引き続き適正な損益水準の確保の達成に努めるとともに、安定的な財務体質を維持していくことが必要であると指摘しており、これらは2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考) 2005年度からの業務戦略

- 課題 「適正な損益水準の確保及び安定的な財務体質の維持」  
取り組み例 「調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保」  
「財務的安定性の維持」

## 財務課題 2

## 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

| 取り組み例                                      | 指標  | 2001<br>(13年度)     | 2002<br>(14年度)     | 2003<br>(15年度)     | 2004<br>(16年度) |                    |
|--|---|--------------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|
|  |   |                    |                    |                    | 計画             | 実績                 |
| 政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理 | (指標1) <b>モニタリング指標</b><br>金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額(ベースポイントバリュー)) | 13億円<br>81億円       | 13億円<br>85億円       | 11億円<br>83億円       |                | 10億円<br>83億円       |
|  | (指標2) <b>モニタリング指標</b><br>民間準拠会計基準に基づく貸倒引当金                        | 1,923億円<br>2,967億円 | 1,272億円<br>1,810億円 | 1,339億円<br>1,296億円 |                | 1,712億円<br>1,825億円 |
|  | (指標3) <b>モニタリング指標</b><br>貸付金償却額(部分直接償却額を含む)                       | 5億円                | 392億円<br>8,164億円   | 1億円                |                | 0.1億円              |
|  | (指標4) <b>モニタリング指標</b><br>金融再生法開示債権比率                              | 4.48%<br>4.16%     | 5.96%<br>1.34%     | 6.48%<br>7.85%     |                | 6.29%<br>7.83%     |
| 財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理             | (指標5) <b>モニタリング指標</b><br>金融再生法開示債権の保全率                            | 76.3%<br>80.3%     | 68.1%<br>53.4%     | 60.6%<br>13.4%     |                | 70.1%<br>18.3%     |
|  | 評価結果  |                    | B                  | B                  | B              |                    |

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
-: 外部環境の変化等により評価不能。

( )財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理

- 金利感応度(指標1)については、両勘定とも前年度比ほぼ横ばいであり、金利リスクの状況は2003年度並みの状況です。

## 財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理

- 貸倒引当金(指標2)については、国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに増加しましたが、主として開発途上国政府等向け債権について、一部債務者の状況悪化に対応した個別貸倒引当金積み増し増によるものです。貸付金償却額(指標3)については、0.1億円であり、2003年度と同様少額に止まっています。
- 開示債権の比率(指標4)については、2003年度に比べ微減となりました。開示債権の保全率(指標5)については、国際金融等勘定、海外経済協力勘定とも2003年度を上回りました。なお、(指標4)については、2003年度から、民間金融機関との比較を容易にするという観点から、パリクラブ債権(注)のうち本行が行う債務者区分で要注意先となった国向けの債権については、その形式に照らし、従来の非開示から開示対象にしています。

(注) 本行は開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信を行っていますが、この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF国際通貨基金)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済力を確保していくこととなります。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・引き続き各種リスクに関する現状把握、管理態勢整備に注力するとともに、リスク管理に関する役職員の意識向上のための研修等を実施しました。

## 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を勘案すれば、概ね適切な取り組みがなされているものと評価されます。
- ・なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、政策金融機関としての使命を果たしていく上で直面する開発途上国の政治リスクを含む信用リスクや金利リスク等、各種リスクの適切な把握・管理に引き続き努める必要があると指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題「出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理」  
取り組み例「政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理」  
「財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理」